

登録規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第40条により加盟団体を通じた登録規程を定める。尚、外国籍選手の登録は別に定める。

(加盟団体)

第2条 本会への登録窓口となる加盟団体とは、本会定款第34条第1号に規定する卓球競技団体をいう。

(登録会員)

第3条 登録会員とは、各都道府県加盟団体に所属し、本会制定の事業に参加する者で、下記の二つの区分とする。

- 1) 選手登録
- 2) 役員登録(但し、役員登録のみでは選手活動は出来ない)
- 2 原則として同一人の選手登録は一つのチームに限る。
- 3 本会に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

(登録会員の種別及び登録料等)

第4条 登録会員の種別及び登録料等は、下表のとおりとする。

| 種別 | 略称 | 対象者 | 登録料 |
|-----|-------|--|----------|
| 第1種 | 一般 | 年齢を制限しない一般及び次の第2・第3・第4・第5・第6・第7種に所属しない選手 | 1,500円/人 |
| 第2種 | 日学連 | 日本学生卓球連盟に所属する選手 | 1,100円/人 |
| 第3種 | 高体連 | 全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手 | 900円/人 |
| 第4種 | 中学生 | 中学生の選手 | 700円/人 |
| 第5種 | 小学生 | 小学生以下の選手 | 700円/人 |
| 第6種 | 教職員 | 全国教職員卓球連盟に所属する選手 | 1,500円/人 |
| 第7種 | 日本リーグ | 日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手 | 1,500円/人 |
| 第8種 | 役員 | ①加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ②全国教職員卓球連盟に所属する役員 | 1,500円/人 |

- 2 前項に定める登録料の50%以下を本会法人会計に充てるものとする。

(複数の登録)

第5条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。但し、同一都道府県内に限る。

- 2 中学生（第4種）及び小学生（第5種）は所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。
- 3 役員は同一都道府県内に限らず、第7条に則り複数登録することができる。
- 4 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

(会員の権利)

第6条 第4条第1項に規定された登録会員は、それぞれの資格を満たせば、本会及び加盟団体が行う全ての競技会並びに検定会、研修会等に参加することができる。

(登録地)

第7条 本会に登録する者は、各都道府県加盟団体の地域内に居住地、勤務先、学籍地のいずれかがある都道府県を登録地とする。

- 2 海外に居住または勤務を有する者で、前項に該当しない者は、原則として本籍地より登録することが出来る。
- 3 居住地と勤務先が2つの地域にまたがるときは、自己の意志によってそのいずれかの都道府県加盟団体に所属しなければならない。
- 4 居住地とは住民登録がなされている所を指し、勤務先とは雇用者と雇用契約締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指す。学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録料の納入)

第8条 登録料は各都道府県加盟団体に納入するものとする。

- 2 納入後、選手登録者には本会指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。
- 3 第5条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
- 4 一旦納入された登録料は原則として返金しない。

(登録期間)

第9条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(登録手続)

第10条 本会に登録する会員は、各都道府県加盟団体を通じて登録しなければならない。

- 2 本会に登録する会員は本会加盟登録に必要な事項を入力し、各都道府県加盟団体の規定する会費(所属会費) および本会の登録料を納入する。
- 3 登録は、毎年行うものとし原則として2月1日から6月30日までの間にその手続きを完了しなければならない。

(登録変更)

第11条 登録者が、転居、転勤、転校、結婚及び離婚、その他特別な事由で登録チームを変更することができる。

- 2 登録の変更は、申請人が現在の都道府県加盟団体に加盟登録変更に必要な手続きを行う。手続きを受けた現在の都道府県加盟団体は、新たに登録する都道府県加盟団体と本会に連絡する。
この場合本会に対する登録料は不要とし、新たに登録する都道府県加盟団体への所属会費はその都道府県加盟団体で定めるところによる。
- 3 本会ナショナルチームメンバー及びジュニアショナルチームメンバーである選手が契約をしているスポンサー企業名に登録を変更する事は認める。但し、対象となるスポンサーは一社に限るものとし、候補選手は含まないものとする。

- 4 本会ホープスナショナルチームメンバーである選手が契約をしているスポンサー企業名に登録を変更する事は認める。但し、対象となるスポンサーは一社に限るものとし、候補選手は含まないものとする。

(登録取消)

第12条 次の項目に該当する場合は、登録の取消を含め、本会理事会の決定に従い、これを公表することが出来る。

- 1) 本会定款、登録規程並びに加盟団体規約等に違反した場合
 - 2) 会員としての体面を著しく汚した場合
- 2 前項に該当する者は、当該年度再登録をすることはできない。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成24年12月15日一部改訂、平成25年4月1日より施行する。
- 3 この規程は平成25年12月14日一部改訂、平成26年4月1日より施行する。
- 4 この規程は平成26年12月13日一部改訂、平成27年4月1日より施行する。
- 5 この規程は平成30年3月10日一部改訂、平成30年3月10日より施行する。

外国籍選手登録規程

(適用範囲)

第1条 本規程は、外国籍選手が公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）の登録会員となり、本会または本会加盟団体が開催する競技会等への参加に適用する。

(目的)

第2条 外国籍選手を本会の登録会員とすることは、時代的傾向にあるスポーツの国際化に基づき、外国籍選手へ門戸を開放するとともに、外国籍選手のもつ卓球技術に対応した対外戦力の向上をはかることを目的とする。

(区分)

第3条 外国籍選手を次の通り区分する。

- 1) 日本に永住権を有する者。
- 2) 一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する者で、留学生、研修生、駐在員、外交官、嘱託社員等とする。

(チーム構成)

第4条 外国籍選手によるチーム構成は次による。

- 1) 第3条の1) に該当する者は、1チームを構成することができる。
- 2) 第3条の2) に該当する者は、日本の既成チームまたは新しいチームの構成員（メンバー）となることができる。

(登録)

第5条 第4条のチームは、当該地域の本会加盟団体に所定の手続きを行い、加盟団体長を通じ、本会宛会員登録を行うものとする。

(手続)

第6条 本会への登録手続は、本会登録規程によるものとし登録の方法、登録費は規程通りとする。

(登録人数)

第7条 登録できる人数は次の通りとする。

第3条の2) に該当するものは、第4条の2) によりチーム構成人員の過半数を超えないものとする。

(登録時期)

第8条 登録は毎年行うものとし、4月1日から6月30日までに登録を完了しなければならない。但し、来日等の時期の関係で9月30日までに追加登録することができる。

(個人会員)

第9条 第3条の1) および2) に該当するもので、チームに加わらない個人は、本会の個人会員となることができる。但し、当該地域の加盟団体長が承認し、加盟団体長を通じ登録申請をするものとする。

(競技会等への参加)

第10条 本規程による登録会員は、次の競技会へ参加することができる。

- 1) 全日本卓球選手権大会 (但しカデットの部以下とする)
- 2) 全日本卓球選手権大会 (団体の部)
- 3) 全日本社会人卓球選手権大会
- 4) 全日本実業団卓球選手権大会
- 5) 全日本クラブ卓球選手権大会
- 6) 全国レディース卓球大会
- 7) 全国ホープス卓球大会
- 8) 全国中学校卓球大会

第11条 第10条の各種競技会への参加には、本会の競技会開催要項によるものとし、加盟団体が実施する予選会を通過し、本会あて所定の手続きをとるものとする。

(チーム戦)

第12条 第10条の2)、4)～8) の団体 (チーム) 戦へのエントリーは次による。

- 1) 第4条の1) による登録チームは、競技会開催要項による規定人員までエントリーすることができる。
- 2) 第4条の2) による登録チームは、競技会開催要項による規定人数のうち2名までエントリーすることができる。

第13条 前条2) のチームは、試合出場のオーダー編成には2名のうち1名のみ起用することができる。ただし試合の都度他の1名と交替してオーダーを編成することができる。

(適用外)

第14条 次の本会加盟団体等が主催する競技会は、それぞれの団体において本規程に準拠して外国籍選手の取扱いを決定するものとする。

- 1) 日本学生卓球連盟 (主催する各種競技会)
- 2) 全国高体連卓球専門部 (//)
- 3) 日本卓球リーグ実業団連盟 (//)

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。